2021年2月号から「公務員技術者の訴訟リスク〜事例と解説〜」を連載しています。公務員技術者等にとって避けることができない訴訟へのリスクについて理解を深めていただくことができるよう、事例の紹介、分析や制度の解説等を掲載していきます。

公務員技術者の訴訟リスク

公務員技術者の訴訟リスク~事例と解説~(6)

とまり ひろし **泊 宏***

「公務員技術者の訴訟リスク~事例と解説~」の第3回(2021年6月号)で「公務員の主な訴訟リスク」として、公務員個人が責任を問われる場合について、制度の面から類型化してお示しし、さらに第4回(同年9月号)で「国家賠償法」について、第5回(同年12月号)で「弁償責任制度」について解説しました。

今号では「住民監査請求・住民訴訟」について解 説します。

これまでの連載において、住民訴訟に該当する事例をご紹介してきていますが、今号の「想定される事例」では「スイッチ切り忘れの損害を職員に請求」を取り上げます。

職員のミスに起因して生じた損害に対して、行政 はどのように対応してきているのでしょうか。

住民監査請求・住民訴訟

住民監査請求・住民訴訟の概要を図-1に示す。

1) 住民監査請求

- (1) 地方公共団体の職員に、違法・不当な公金の 支出、契約の締結・履行等があると認めるとき、 住民は監査委員に対して監査を求めることがで きる(地方自治法第242条第1項)。
- (2) 監査委員は、当該請求に理由があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない(地方自治法第242条第5項)。

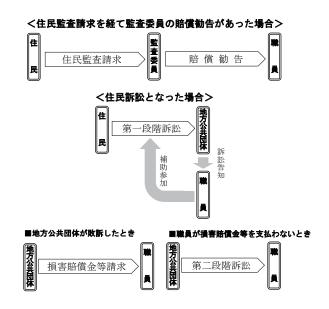


図-1 住民監査請求・住民訴訟

(3) この勧告に基づく措置(地方自治法第242条第9項)として、職員に損害賠償が請求されることがある。

2) 住民訴訟

- (1) 監査委員の監査の結果に不服がある場合等に、 住民は、住民訴訟を提起することができる(地 方自治法第242条の2第1項)。
- (2) 住民が地方公共団体の執行機関を被告として、 職員に損害賠償等を求める訴訟(第一段階訴訟) を提起した場合、職員に告知される(地方自治

^{*}一般社団法人 全日本建設技術協会 専務理事

法第242条の2第7項)。訴訟告知を受け職員が自己の利益を守るため訴訟に参加することが可能である。

- (3) 第一段階訴訟に地方公共団体が敗訴した場合、 地方公共団体は職員に対して損害賠償金等を請 求することとなる(地方自治法第242条の3第1項)。
- (4) さらに、職員が損害賠償金等を支払わないときは、地方公共団体は職員に対し訴訟(第二段階訴訟)を提起する(地方自治法第242条の3第2項)。第二段階訴訟に職員が敗訴すれば、損害賠償金等を支払うよう裁判所から命じられることとなる。

想定される事例(その6)

「スイッチ切り忘れの損害を職員に請求」 〈概要〉

県土木事務所に勤務する技師のA氏は、出水期を前に管内の施設の点検を行っていた。B排水機場で備品の所在や機器の動作の確認作業を行った際に、非常用発電機の動作を確認するために、スイッチを入れた後、切るのを忘れてしまい、そのまま事務所へ戻った。3日後、近隣住民から最近B排水機場で機械が動く音がしている旨の通報があり、A氏が現場に赴いたところ、非常用発電機はスイッチが入った状態で停止していた。その後、電気系統に故障があることが判明し、専門業者に依頼して、故障の修繕を行った。

この件に関して、住民グループは、A氏のミスにより県に損害を与えたとして、スイッチの切り忘れにより消費した燃料代と故障の修繕に要した費用をA氏に請求することを主張し、監査請求を行った。県の監査委員はこの請求を却下したが、住民グループは監査結果を不服として、県に対して住民訴訟を提起した。訴訟告知を受けたA氏は裁判に参加する

こととなった。

判決では、スイッチの切り忘れが故障の直接的な原因と断定できないことから、修繕費用の請求に関する住民グループの主張は認められなかったが、スイッチの切り忘れにより消費した燃料代の約半額をA氏に請求するよう県に求めるものであった。県はこの判決に従うこととして、A氏に請求を行い、A氏は支払った。

〈解説〉

今回は、職員のミスに起因して生じた損害に関して、職員に賠償を請求するよう地方公共団体に求めて、住民訴訟に至った事例である。建設分野に限らず、職員に対して損害賠償を請求する傾向がみられる。

2015年に、都立高校のプールで排水バルブを開いた状態で給水を続けていた事案で、都は関係教職員に対して、都の損害100万円余の半額相当の賠償を求めた。その後、全額負担を求める住民訴訟が提起され、地裁は訴えを棄却する一方で、職員の負担割合は「5割を限度に認めるのが相当」との判断を示した。その後、類似の事案で職員に対して損害の半額程度を求める地方公共団体が相次いでいる。

2001年に情報公開法が施行され、国の公文書の開示請求ができるようになった。地方公共団体でも同じ趣旨の条例の制定が進み、情報公開が浸透し、住民による行政監視の環境が整ってきている。情報公開法制定前に比べて、近年は、地方公共団体を相手取った住民訴訟の年当たりの件数は2倍以上となっている。

公務員にとって、業務上のミスで生じた損害の賠償を求められることは厳しいことである。しかしながら、住民が行政や公務員を監視し、公務員個人に対して損害賠償を求めるよう住民訴訟を提起してきており、さらに、行政サイドは、このような流れを受けて対応する事案がみられるのが現実なのである。

·..・...・... ご意見・ご感想をお寄せください

「公務員技術者の訴訟リスク~事例と解説~ | へのご意見・ご感想を「会員だより | (本号79ページ参照) にお寄せください。